

議案第 9 4 号

町の区域を変更することについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、本市内の町の区域を別紙変更調書のとおり変更するものとする。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

新座駅北口土地区画整理事業の施行に伴い、町の区域を変更したいので、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

変 更 調 書

野火止五丁目に編入する区域

大和田一丁目 3 6 0 の 1 の一部

大和田一丁目に編入する区域

野火止五丁目 8 7 1 の 1 の一部、8 7 1 の 4 の一部及び 8 7 1 の 5 の一部

(令和 7 年 7 月 2 2 日調査)